

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社・千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
工事等の名称	事務用 F A X 保守管理業務委託
工事等の場所	市民課・行政サービスセンター・各支所
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	4. 5 円／枚
工事等の概要	賃貸借機器の保守管理業務
随意契約の理由	本業務は、保守の対象機器となる事務用 FAX の賃貸借契約を締結しておりますが、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって契約満了となり、安価な金額で賃貸借が可能なため、令和 2 年 4 月 1 日から再リース契約を締結し、令和 8 年度も引き続き再リース契約の締結を予定している。本契約はそれに伴い、使用する機器を常に正常に稼働させるため、保守契約を締結しようとするものである。 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社は、松戸市内に保守要員が常駐する拠点を有し、当該機専任のシステムエンジニアを配置している。また、システムにトラブル等が発生した場合に、迅速に対応できる体制が整備され、当該機器に対応した消耗品・備品等の供給を迅速に行うことができる。 以上のことから、本業務については地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社を相手方として随意契約を行うことが適当であると思料される。なお、見積書については松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者から徴するものとする。